

別海町議会会議録

第1号（平成23年6月21日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 町長行政執行方針報告及び提出議案の概要説明
平成23年度教育行政執行方針 |
| 日程第 6 | 議案第33号 | 平成23年度別海町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 7 | 議案第34号 | 平成23年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 議案第35号 | 平成23年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第36号 | 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第37号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 報告第 1号 | 平成22年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第12 | 報告第 2号 | 平成22年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書について |
| 日程第13 | 報告第 3号 | 平成22年度別海町水道事業会計予算繰越計算書について |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 町長行政執行方針及び提出議案の概要説明
平成23年度教育行政執行方針 |
| 日程第 6 | 議案第33号 | 平成23年度別海町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 7 | 議案第34号 | 平成23年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 議案第35号 | 平成23年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第36号 | 別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第10 議案第37号 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 報告第1号 平成22年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第12 報告第2号 平成22年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書について

日程第13 報告第3号 平成22年度別海町水道事業会計予算繰越計算書について

○出席議員（18名）

1番	木	嶋	悦	寛	2番	松	壽	孝	雄		
3番	森	本	一	夫	4番	今	西	和	雄		
5番	西	原		浩	6番	沓	澤	昌	廣		
7番	小	林	敏	之	8番	安	部	政	博		
9番	瀧	川	榮	子	10番	山	田		信		
11番	丹	羽	勝	夫	12番	松	原	政	勝		
13番	戸	田	博	義	14番	戸	田	憲	悦		
15番	中	村	忠	士	16番	佐	藤	初	雄		
副議長	17番	安	田	輝	男	議長	18番	渡	邊	政	吉

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	水	沼	猛	副町長	磯	田	俊	夫															
教	育	長	山	口	長	伸	代表監査委員	鈴	木	英	世													
監	査	委	員	下	川	原	洋	教	育	委	員	長	大	塚	保	男								
選	管	委	員	長	高	崎	好	蔵	総	務	部	長	小	守		正								
福	祉	部	長	田	村	秀	男	産	業	振	興	部	長	土	井	一	典							
建	設	水	道	部	長	根	本	幸	三	教	育	部	長	大	島		登							
監	査	委	員	事	務	局	長	半	田	雅	代	農	委	事	務	局	長	森	本	哲	男			
病	院	事	務	長	真	籠		毅	会	計	管	理	者	上	月	昭	彦							
総	務	部	次	長	有	田	博	喜	福	祉	部	次	長	松	本	光	永							
福	祉	部	次	長	斎	藤	英	彦	産	業	振	興	部	次	長	笠	原	悦	雄					
建	設	水	道	部	次	長	天	田	豊	総	務	課	長	宮	部	正	好							
総	合	政	策	課	長	有	田	博	喜	財	政	課	長	竹	中		仁							
総	務	課	参	事	佐	藤	則	夫	税	務	課	長	田	保	圭	乙								
福	祉	課	長	佐	藤	英	敏	福	祉	課	参	事	清	水	純	夫								
町	民	課	長	斎	藤	英	彦	特	老	建	設	準	備	室	長	松	本	光	永					
保	健	課	長	佐	々	木	勉	老	健	事	務	長	清	尾	昌	弘								
特	老	施	設	長	村	井	勉	デ	イ	サ	ー	ビ	ス	セ	ン	タ	ー	施	設	長	中	沢	庄	一
農	政	課	長	山	崎		茂	水	産	み	ど	り	課	長	笠	原	悦	雄						
商	工	観	光	課	長	岡	田	一	芳	管	理	課	長	小	西	健	夫							
事	業	課	長	天	田		豊	上	下	水	道	課	長	永	野	寛	昭							

学 務 課 長 藤 原 繁 光
出 納 室 長 相 山 一 晴

生涯学習課長 下 地 哲
病院事務課長 佐 藤 一 彦

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 佐 藤 次 春 主 幹 山 田 一 志

○会議録署名議員

8 番 安 部 政 博
1 0 番 山 田 信

9 番 瀧 川 榮 子

◎表彰状の伝達

○事務局長（佐藤次春君） 皆様、おはようございます。

会議に入ります前に、表彰状の伝達を行います。

このたび、北海道町村議会議長会主催の第31回議会広報コンクールにおいて、本町の議会日より55号が名誉ある入選に選ばれ、過日開催の全道町村議長会総会において表彰されました。

本町の議会日より、議会広報特別委員会の委員により写真撮影からレイアウト、構成まで、すべて行って作成しているもので大変、価値があるものであります。

それでは、表彰状の伝達を行いますので、広報特別委員会中村委員長、西原副委員長は、前のほうへお出で願います。

（表彰状の伝達）

◎議長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

平成23年第2回定例会の開会に当たって、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私極めて御多忙のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ただいま、本町の議会よりが、全道町村議会議長会の議会広報コンクールにおいて入選に選ばれ、議会広報特別委員会の正副委員長に賞状等の伝達をさせていただいたところでございます。

これで、通算して4回目の受賞となりますが、ほとんど議員みずからの手で行って作成しているもので、大変、価値があるものと考えております。この機会に、広報特別委員会の皆様の日ごろの御努力に対して改めて敬意を表したいと思います。今後も、ますますの御活躍を御期待申し上げる次第でございます。

さて、本定例会は、さきの一般選挙後、初めての定例会であり、このたび新しい議員も誕生いたしました。議員各位には町民からの負託にこたえるべく使命感と重責を担う緊張感を胸に、この議場におられるものと推察をいたします。

また、水沼町長が引き続き町政の執行に当たることになりましたが、町民はもとより、私ども議員といたしましても、町長の2期目の行政の執行に対し大きな期待を寄せているところでもございます。

本定例会では、町長の行政執行方針演説が行われますが、議会といたしましては、その内容を把握し、考え方の基本についても理解を深めたいと思います。また、執行方針に基づく具体的な施策については、地域の福祉増進と地域振興の見地から十分に審議を尽くし、町民の要望、諸施策に反映すべく努力をしてまいり所存でございます。

最後に、地域社会が急激な変化を遂げる今日、町村自治に対する期待と負託は極めて大きいものがあり、本町においてはたゆむことなく行財政改革を進めてきたところではございますが、私ども議決機関といたしましては、今後とも地域住民の代表たる自覚を一層深めるとともに、清新で活発な議会活動に取り組まなければなりません。

議員各位には、今後とも町民福祉の向上のため御尽力をいただきますよう、お願いを申し上げます、開会のあいさつといたします。

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） ただいまから、平成23年第2回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

8番安部議員、9番瀧川議員、10番山田議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議会運営委員長より、委員会の協議概要について報告がございます。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（戸田博義君） 議会運営委員会から、6点ほど報告をいたします。

改選後の5月24日、6月9日、6月16日の3回にわたって開催いたしました議会運営委員会で、本定例会にかかわる運営について協議をいたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

本定例会に、町長から提出されております案件は、全部で8件であります。提出されました議案は、平成23年度補正予算3件、条例の一部改正が2件、平成22年度繰越明許費及び事故繰り越し、繰越計算書の報告が3件であります。

これら、提出案件のすべてについて、委員会の付託は省略すべきものと決定いたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、沓澤昌廣議員、中村忠士議員、木嶋悦寛議員、今西和雄議員、瀧川榮子議員の5名で、全員、一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき通告順に行うことといたしました。

議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、円滑な議会運営と町民にわかりやすい質問や答弁内容に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願、陳情等についてでございます。

受理いたしました陳情にかかわる対応について慎重に協議をいたしました。その結果については、お手元に配付したとおりであります。

次に、委員会提出案件であります。現在、予定されております委員会提出案件は1件であります。住民の安全、安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書についてございまして、総務文教常任委員長から最終日に提案されることになっております。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、6月21日から24日までの4日間とし、1日目は町長の行政執行方針と、平成23年度教育行政執行方針の後、町長提出議案の内容説明、質疑を行うことといたしました。

2日目は、一般質問を行い、3日目は休会とし、各常任委員会を行います。

4日目、最終日は、町長提出議案の討論、採決を行い、その後、委員会提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決などを行うことといたしました。

また、最終日程で議長発議により、農業委員会委員の議会推薦の議決を行うことといたしました。

なお、日程では休会日を1日設け、各常任委員会での議案審査や討議の時間が十分確保できるよう配慮しております。

各常任委員会の運営等につきましては、委員長初め、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、いわゆる反問権についてですが、昨年4月から委員会条例及び会議規則を改正し導入しております。反問権制度は、議員の質問に対して論点、争点を明確にするものであり、質問、回答事項を十分精査し、より質の高い議論を展開することが期待されているものであります。

このことにつきましても、町長初め、執行機関の職員、議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議いたしました内容についての報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会の会期は、本日から6月24日までの4日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月24日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 町長行政執行方針及び提出議案の概要説明

平成23年度教育行政執行方針

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 町長から行政執行方針及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、平成23年第2回の定例会を招集をさせていただきました。

議員各位には、何かと御多用のところでございますが、出席をいただきましてまことに

ありがとうございます。

また、このたび議会広報のコンクールにおいて入選をされました。心からお祝いを申し上げますし、またこの入選につきましても、それぞれ議員各位の広報特別委員会含めて、それぞれ町民の皆さんに皆様方の議会活動をわかりやすく、また適正にお知らせをしてきたと、それが評価されたものだと思っております。心から敬意を申し上げますとともに、今後とも町民の皆さんに情報含めて提供するという、この姿勢を今後とも貫いて御尽力をいただくことを心からお願いをいたすところであります。

まず、早速でございますが、初めに平成23年度別海町議会第2回定例会の開会に当たりまして、町政執行に対する私の所信を申し上げます。

私が、平成19年4月、多くの町民の皆様からの指示をいただき、町政のかじ取りを託されて以来、マニフェストに掲げた政策の実現を目指し、まちづくりに取り組んでまいりました。

去る4月24日に執行されました統一地方選挙では、町民の皆様を初め、各方面から力強い御支援と温かい御厚情をいただき、無投票となりましたが当選の榮に浴し、2期目の町政を担うこととなりました。

今は、初心を忘れることなく、町民の皆様との対話を大切にし、謙虚で誠実な政治姿勢を貫いていきたいと、その思いを新たにいたしているところでございます。

さて、本町の財政状況は、今さら申し上げるまでもなく厳しいものがございますが、現在、進めております病院建設のほか、今後、特別養護老人ホームや生涯学習センターの建設、小中学校の建てかえ等々、公共施設の整備を中心にまだまだ多くの財源を必要とする事業が山積していることから、与えられた任期の中でさらに徹底した歳出の見直しを図っていく必要があると考えております。

そして、このたびの東日本大震災の影響により、国の財政状況も今まで以上に厳しさを増しており、今後の地方財政対策、そのあり方によっては非常に厳しい財政運営も予想されております。

このようなことから、本当に必要なもの、緊急性、重要性を見きわめながら、すべての事務事業を見直し、新たな行政改革に取り組みながら、町民の皆様が幸せで安心して生活できる住みよいまちづくりを目指して全力で邁進する所存でございます。

第6次別海町総合計画の推進でございますが、平成21年度からスタートした第6次別海町総合計画では、実施計画期間を3年間として策定し、毎年、見直しを行うローリング方式により計画を推進しておりますが、本年度は第1次実施計画期間の最終年度として事業を推進していくことになります。

総合計画を推進する上で、町民の皆様が生き生きと暮らし、活力あるまちづくりの実現を図るためには、町民自治の推進、拡大が必要であります。そして、多くの町民の皆様の視点から、町政運営が行われるとともに、そのための町政運営のルールづくりが欠かせません。また、参加、協働、情報の共有などの仕組みづくりや町政運営の基本原則を定め、町の特性を生かしながら、町民の皆様の参加と協働によるまちづくりを推進するため、多くの町民の皆様の参画によりつくり上げられた別海町自治基本条例が、本年3月定例議会において議決され、4月1日から施行したところであります。

この自治基本条例をまちづくりの最高規範としながら、第6次別海町総合計画の共生と循環、希望と活力、協働と自立をテーマに、第1章の「活力ある産業のまちづくり」から、第6章の「参画と協働でつくるまち」づくりを基本目標として、町民の皆様と行政が

共に力を合わせ、協働のまちづくりを推進し、将来像の「笑顔あふれる豊かさ実感のまちべっかい」を実現するため、さらに積極的に取り組んでまいります。

次に、平成23年度の主な施策の推進について申し上げます。

まず一つ目は、活力ある産業のまち。そして、酪農、畜産業の振興についてであります。

平成22年度の酪農、畜産経営は、飼料穀物価格・生産資材コストの高どまりの状況が変わらぬままに、無調整牛乳が大幅に落ち込んだことや、脱脂粉乳、バターなどの在庫の積み上がりを背景として、3年ぶりの減産計画となりました。

このような状況の中で、2011年度の酪農畜産政策、価格政策については、バターや脱脂粉乳などの原料である加工原料乳の生産者補給金単価が10銭引き上げとなり、185万トンの限度数量は据え置きされました。

しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災と原発事故の影響で、東北を中心に生乳生産が減少し、需給バランスを欠くことも予想されるとともに、昨年の猛暑の影響から乳牛の出産時期のおくれもあり、生産量への影響が懸念されるところであります。

また、菅首相は昨年10月、唐突に「環太平洋戦略的経済連携協定TPP」交渉参加の検討を表明いたしました。3月には政府が、国家戦略と位置づける食料・農業・農村基本計画で、食料自給率50%への引き上げを明示していながら、TPPを目指す交渉への参加は、世界的に食料需給が逼迫する中で成長戦略の視点のみでの考え方は、農林水産業ばかりではなく、医療、労働分野などさまざまな業界への影響ははかり知れず、将来を見越した冷静な対応が必要であります。

本町といたしましても、TPPへの参加は断固反対であると、昨年12月定例会においても表明させていただいておりますし、ことし1月の農林水産省、食と農林漁業の再生推進本部における市町村長との意見交換会の席上でも、北海道酪農を代表する立場で強く反対の意見を申し上げてきたところであります。

全国一の酪農の町として国民の食料を確保し、供給責任を果たすためにも、生産現場の状況を速やかに理解していただく必要があることから、今後とも農業団体と連携して農業者が意欲的に営農できるよう、農林水産省を初め、国、道など関係機関等に施策、政策実現のため積極的な要望、要請を行ってまいります。

飲用牛乳消費の低迷や飼料穀物、肥料価格の高騰などは一過性のものではなく、輸入穀物、肥料に依存する生産構造には限界があり、輸入穀物、肥料など海外に過多に依存する生産体制を資源循環型酪農に転換し、実践することが重要であります。

このような考えのもと、別海町の飼料生産基盤を最大限に活用し、地域でできるだけ賄うことができるよう、サイレージ用トウモロコシの品種改良、増産、草地、草種の改良、土壌診断の有効活用、乳牛の改良、防疫などを関係機関や3大学連携のもとにその方向性を見きわめ、積極的な取り組みを展開してまいります。

このほか、命の産業である酪農、畜産業が希望と意欲を持って取り組むことができるよう、生産基盤整備事業及び農村環境整備事業等の確保、推進はもとより、ヘルパー・コントラクター・TMRセンターなどの支援組織の強化を行うとともに、町営畜牛育成牧場のサービス向上を図り、支援機能を充実させてまいります。

担い手の確保についても重要な課題の一つであり、とりわけ多額の資金を必要とする新規就農について、その任を担う酪農研修牧場と就農初期経営を支援する制度を強化するとともに、農業団体を含めた別海町担い手総合支援協議会の意見を参考としながら、後継者

対策支援を含めた、総合担い手対策に力を注いでまいります。

また、昨年１１月に訪問した中国の瀋陽市・通遼市との友好を深め、酪農、畜産を通じた人材派遣や経済交流など、本町の特産品の新たな市場開発も視野に入れながら、積極的な交流の展開をしてまいります。

今後、酪農畜産の指針となる別海町酪農・肉用牛生産近代化計画と平成１８年度に策定した別海町農業・農村振興計画につきましても、今年度中に見直すこととしており、その作業に着手しているところであります。

次に、林業の振興についてであります。

本年は、国連が定める国際森林年であり、森林の多面的機能の重要性を認識していただく大切な年となりますが、国が定めた森林、林業再生プランの元年として、植えて、育て、伐って、また植えるという森林資源の循環利用に加え、施行の集約化や路網整備、機械化、そして担い手となる林業事業体の育成など、条件整備が図られることになります。

安全で安心な農作物や水産物に欠かせない水は、豊かな森林によってはぐくまれるもので、酪農と水産を基幹産業とする本町にとって、森林をしっかりと整備、保全していくことが不可欠であります。

これらのことを踏まえ、今後も森林の持つ多面的機能を維持、増進していくため、町有林の適切な整備を図るとともに、民有林についても森林整備に対する意識啓発などを行い、ポスト２１世紀北の森づくり事業を活用し、森林所有者が行う除間伐や造林などの取り組みに対して積極的に支援してまいります。

また、民間施設や畜舎などの農業施設の木造化・木質化の促進、木質バイオの有効活用などの取り組みを進めてまいります。

さらに、地球温暖化防止に貢献する森づくりに新たに創設された森林整備加速化林業再生事業を最大限に活用することにより、林業の活性化に結びつけてまいります。

このほか、町が毎年実施している「魚をはぐくむ森づくり対策事業」や女性団体による「魚を殖やす植樹運動」、環境保全団体による自発的な植樹運動が行われており、地域住民の植樹活動はもとより、環境保全に対する意識の醸成とそれぞれの団体と相互理解を深め、連携、協力し、さらなる活動の輪が地域に広がるよう支援、協力してまいります。

次、水産業の振興についてであります。

国際的な金融経済危機、そしてＴＰＰ参加表明、さらに東日本大震災の影響による景気の低迷に加え、秋サケなどの基幹魚種の不漁は漁業環境にとって大変厳しい状況になっております。

本町の水産物の水揚げは、比較的安定しているとはいいながら、漁獲量の維持と漁価の安定が求められるとともに、水揚げされた水産物の付加価値向上や鮮度保持による価格の維持、安定を図ることなど、消費者に信頼、支持される水産物の供給を図る必要があります。

また、国民の関心が高まっている食の安全・安心に対応した消費者に信頼される産地づくりが必要であり、ＨＡＣＣＰの概念に基づいた衛生管理型漁港づくり、関連施設の整備などを促進し、衛生管理や水産物の品質向上に努めてまいります。

さらに、沿岸海域の特性に応じた漁業管理と良好な漁場環境の保全、整備など、つくり育てる漁業や資源管理型漁業を積極的に推進するとともに、秋サケやホタテなどの地域ブランド化や地場水産物の販路拡大にあわせ、魚食普及に向けた取り組みに支援してまいります。

このほか、昨年の秋サケの不漁に伴う大変厳しい漁業関係から、漁業者の経営健全化を図るべく、緊急に利子補給支援対策を講じたところであります。

次に、観光振興でございます。

観光は、観光客による消費の拡大や観光産業に関連する雇用を生み、地域産業や経済を発展、活性化させるための波及効果の高い起爆剤であると認識しております。本町の観光資源は、ラムサール条約登録湿地や道立公園にも指定されている野付半島に代表される「自然」と、牛乳、バター、チーズなどの乳製品や秋サケ、ホタテ、北海シマエビ、ホッキなどの海産物を食材とした「食」が観光の大きな資源となっております。

そして、観光産業は第3の産業とも言われており、本町の観光資源であるこれらの「自然」や「食」を通じて関係団体等と連携し、広域的な交流を図るとともに、地場製品の消費拡大や観光のPRなど、積極的な情報発信を行いながら、事業の発展を図る必要があります。

また、近年の経済環境から観光客の旅行形態もグループ、少人数旅行へ変化しながら、本町への入り込み数も減少しておりますが、従来の景色を見てお土産を買っての通過型観光から、「見て・食べて・買って」さらに「体験して泊まる」体験型、滞在型観光などの体験メニューづくりや、修学旅行などへのシフト化を推進するとともに、外国語版の観光リーフレットやDVDを作成し、海外からの観光客の集客にも努めてまいります。

本年、4月にオープンした本町初の道の駅も2カ月を経過した現在、多くの利用者があり、今後も活力ある地域づくりや道路を介した地域連携が促進されるなどの効果も期待されておりますので、地域と一体となった個性豊かなにぎわいの場としての活用を図ってまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

本町の商店街等は、以前の他市町への大型店への流出傾向から歯どめがかかり、町内大型店を含めた町内での消費傾向が見られます。

しかしながら、さきの東北地方の大震災後、さらに景気が冷え込み、回復の兆しが見えないなど、依然として不透明な厳しい状況にあるものと承知をいたしております。さらに、公共工事の削減等により、建設業は公共工事請負金額が落ち込むなど、特に厳しい経営環境が続いております。

このような状況を踏まえ、地域経済の活性化と雇用の促進を図る事業者を支援するため、中小企業利子補給や地域貢献中小企業支援、にぎわい商店街や起業家など、各支援事業を引き続き実施してまいります。

また、地域内再投資を強化するため、地域経済の分析や人材育成、宿泊業の経営危機を支援するため、宿泊料の一部を町内で使えるクーポン券として発行できる事業を創設し、宿泊業以外の消費活性化もあわせて担う緊急支援対策などを新たに取り組んでまいります。

次に、季節労働者対策についてであります。

季節労働者対策につきましては、根室管内4町通年雇用促進協議会と連携し、通年雇化を支援いたします。また、町が独自に就労機会の確保として取り組んでいる冬季失業対策除雪作業を引き続き実施するとともに、国、道の雇用促進制度等を活用した事業を実施してまいります。

次に、2番目でございます。自然と共生するまち。

まず、環境・エネルギー先進自治体の形成についてでございます。

東日本大震災による原発事故発生により、電気エネルギーの安定供給大きな社会問題が生じており、今後、我が国のエネルギー需給をめぐる情勢が大きく変化しようとしており、再生可能エネルギーである太陽光や風力、バイオマスなどの利活用が改めて見直されるとともに、日本全体でエネルギーの確保に取り組む必要があると判断しているところでございます。

このようなことから、昨年に引き続き太陽光発電システム導入への支援を積極的に実施しながら、エネルギーの自給自足向上を推進します。また、バイオマスエネルギーの利活用は、今後、我が国にとって重要な自然エネルギーであり、本町としても家畜ふん尿を最大限に活用するバイオマスタウン構想を推進しておりますが、中西別にある別海資源循環施設の実証試験期間が平成22年度で終了したことを受け、現在は無償貸し付けによる運転をしている施設の年度内譲渡に向けた手続きを進めてまいります。

さらに、家畜排泄物の有効かつ適正利用は、生産性の向上とあわせて環境への負荷軽減を図り、別海町産乳製品の安全・安心に向けた付加価値の向上や差別化などを消費者へ発信することが重要であることから、引き続き国営環境保全型かんがい排水事業の推進の要請を関係機関等との連携のもと、オール別海町として取り組んでまいります。

ごみ処理等循環型社会の形成についてであります。廃棄物の3R、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）これらを推進し、ごみの減量化と資源の有効活用を図り、循環型社会の形成に努めてまいります。

また、ごみ処理場やし尿処理施設の延命化に向けた設備補修を実施し、町民の皆様方の生活環境の充実に努めます。

公園の整備と緑化の推進についてでございます。

町民の憩いと安らぎの場である公園については、安全性の確保を最優先に子供の楽しい遊び場としての機能の充実に図ることといたしております。憩いの森公園につきましては、病院などの公共施設との連携のもと、緑豊かな公園整備を進めます。また、「自然と共生するまち」を目指し、本年度も快適な環境づくりに向け、花のあるまちづくりを推進してまいります。

次に3番でございますが、健やかに暮らせる福祉のまちづくりについてでございます。

まず、健康づくりの推進についてでございますが、健康は、町民すべての願いであります。健康管理意識の高揚と予防への取り組みを充実してまいります。

医療費の60%を占める生活習慣病ですが、この原因となる生活習慣の見直しに向けた特定健診、若者健診、高校生健診の実施や、死亡原因の1位を占めるがんの早期発見に向けた各種がん健診に取り組んでまいります。

また、各種健診の充実、受診率の向上に加え、国民健康保険者として実施する特定健診については、自分の体の現状を知ることが重視し、結果説明会など、健診後の支援体制の充実に図ってまいります。

次に、医療体制の充実についてでございます。新病院建設が、来年秋の開設に向けて着々と進んでおります。あわせて、医療機関の更新や各種医療システムの導入による業務の効率化及び院内保育園の改築など、病院機能等の充実にも力を入れてまいります。

また、医師及び医療スタッフの不足が全国的に深刻な状況になりましたが、奨学金、再任用制度の活用や、各医師確保推進機関等の連携を積極的に進め、安定的な確保に努めてまいります。

町民の皆様が健康で安心して暮らし続けるために、地域医療の確保は重要な課題であ

り、近隣市町の医療機関や拠点病院との広域連携、ドクターヘリ等を活用した搬送体制の強化を推進するとともに、本町の医療、保健、福祉が連携した予防医療の推進と医療サービスの充実を図ります。

医療及び行政との協働による地域医療のあり方や、病院が身近に感じられる仕組みづくりの検討を町民の皆様と協力して進めてまいります。このほか、札幌医科大学との連携をさらに強化し、成果を上げてきた地域密着型チーム医療実習や、保健医療福祉に関する公開講座の開催など、多面的な地域医療連携事業を推進し、医療の充実を図ってまいります。

次に、子育て支援の充実についてでございます。

少子化が加速している状況では、子供と子育て中の家庭を取り巻く環境の多様な変化に適切に対応し、子供の健やかな成長と子育てに不安を抱える家庭を地域みんなで支援していく必要があります。

このような考えのもと、本年4月にオープンした中央児童館の中に、地域のいろいろな力を借りながら遊びなどを通じて子供たちを育成していく活動の場として地域交流室を設け、一層の子育て支援に努めてまいります。

また、今年度において中春別へき地保育園を改築するとともに、上春別のへき地保育園の来年度の建設に向けた設計を実施します。今後においても、施設整備にあわせて地域交流室を設置するなど、それぞれの地域における子育て支援の充実を図ってまいります。

健康で安全な妊娠・出産を迎えることができる支援策として、母子保健法に基づく妊婦一般健康診査の健診費用の14回分の無料化の実施と、不妊に悩む方々への支援として、特定不妊治療費助成事業を引き続き実施してまいります。

さらに、乳幼児検診を通じて健康障害の予防、育児不安を抱える母親へのアドバイスなど、子育てを支援するとともに、5歳児相談や発達支援対策として臨床心理士を確保し、適切な相談対応に努めてまいります。

次に、障がい者支援施策の充実についてでございます。

現在の別海町障がい者計画及び別海町障がい福祉計画が平成24年3月で計画期間を終えることから、本年度において障がい者個々のニーズに添ったサービスに結びつく新たな計画を策定いたします。

また、本年度において地元のNPO法人が建設する高齢者、障がい者、ボランティアなど、地域のあらゆる町民の皆様が自由に利用、交流できる共生型小規模福祉施設への支援により、閉じこもり予防や生きがいづくりに努めてまいります。

次に、高齢者施策の充実についてでございます。

別海町高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画が平成24年3月で計画期間を終えることから、本年度において介護保険料の見直しを含め、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる新たな計画を策定いたします。

別海町ケアハウス、高齢者生活ハウスについては、老朽化が著しい外壁、浴槽の改修を行います。また、特別養護老人ホームについても、劣化した屋上防水の改修やスプリンクラーの設置により施設の維持を図るとともに、高齢者の介護予防についても積極的に取り組んでまいります。

なお、施設の建てかえについては、昨年、基本構想に着手し、検討を重ねてまいりましたが、多様化する住民のニーズにより効果的かつ効率的に対応するため、住民サービスの向上が図れることを最優先に建設準備室を設置しながら、民設民営化の方向で検討を進め

ます。

次に、社会保障の充実でございます。本町の国民健康保険特別会計は大変、厳しい運営が続いておりましたが、一般会計からの繰り入れの実施により、平成17年度からの赤字を解消してまいりました。平成23年度においても、課税限度額の改正もあり、税率に手をつけずに予算編成が可能となりましたが、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、地域経済を初めとした社会情勢や医療保険制度の動向などを踏まえ、国保会計の健全運営に努めてまいります。

次に、四つ目ですが、人を育てる学びのまちでございます。

このことにつきましては、後ほど教育長から教育行政執行方針により、詳細な説明がありますので、基本的な考え方を申し上げます。

まず、社会教育の推進についてでございます。町民一人一人が心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、あらゆる世代のだれもがいつでも学べる社会教育の環境づくりを推進するため、図書館や郷土資料館の施設の充実と生涯学習センター、仮称でございますが、この建設に向けた検討を引き続き進めてまいります。

次に、学校教育の充実でございます。

次代を担う人材の育成に向け、生きる力を重視した特色ある教育活動と信頼される学校づくりに向けた取り組みを推進し、老朽化した中春別中学校改築の基本設計に着手するほか、小中学校の英語助手の継続配置などにより、教育環境の向上に努めてまいります。

次に、地域文化の振興についてであります。

地域に根差した文化の継承や町民主体の文化活動を推進するとともに、貴重な文化財の保存に向け7月にも国の史跡指定が見込まれている旧奥行臼駅通所のほか、西別湿原やチカンバ群落地などの保護に取り組んでまいります。

次に、スポーツの振興についてでございます。

町民の皆さんが、それぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動に取り組んでいただくことにより、健康の維持、増進が図られるよう、今後とも生涯スポーツ活動の場と機会の充実に努めてまいります。

五つ目ですが、快適で安全なまちでございます。

まず、住宅の整備についてでございます。住宅対策につきましては、高齢者、障がい者が安全で安心して暮らせるまちづくり、若年層の定住を促進するまちづくりなど、総合的な居住環境の向上の観点に立って、町営住宅の建てかえ、改善を進めてまいります。

また現在、整備中であります西春別駅前団地公営住宅、10棟38戸を平成27年までに建てかえする計画としておりまして、本年度も2棟8戸の建てかえを実施してまいります。

次に、道路・交通網の整備についてであります。

町民の皆様の日常生活と基幹産業である酪農水産の産業活動を支える基盤として、道路交通網の整備は今後とも重要なものと考えております。

国の政策による近年の公共事業費の抑制等により、公共事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況となっており、町道の整備、推進にも影響が生じている状況にあります。

しかしながら、各地域からの道路整備に対する要請は依然として強いことから、昨年に引き続き町の単独事業としての臨時町道整備事業を実施いたします。また、舗装道路の老朽化した路線は増加傾向にありますが、道路機能を保持し、利用者の安全と交通の確保に

努めるとともに、橋梁についてはコスト縮減を図るため、長寿命化修繕計画の策定に向けて取り組んでまいります。

今後も限られた財源の中ではありますが、必要性の高い効果的な事業を優先しながら計画的に整備してまいります。

次に、水道の整備についてでございます。

水道事業は町民生活と産業、経済活動に欠くことのできないライフラインとして重要な使命を担っております。いつでも、安全で安心な水道水を安定供給するため、水質管理に万全を期すとともに、さらなる経営の効率化と安定化に向けて取り組んでまいります。また、水道施設の老朽化対策として国営事業による改修や長期改修計画による効率的な整備と長寿命化を図ってまいります。

次に、下水道処理施設の整備についてであります。

下水道事業は、老朽化した終末処理場の設備機器などの修繕、更新事業を計画的に進めて維持管理費の縮減を図るとともに、適正管理を行い、安定した水処理の保持に努めてまいります。

合併処理浄化槽につきましても、設置希望者の要望にこたえるため、事業の推進を図り、今後も快適な生活環境の確保に向け全町的な水洗化を進めてまいります。

次に、防災対策の推進でございます。

本年3月11日、東北三陸沖を震源とする国内最大のマグニチュード9.0を記録する大地震と大津波が発生し、東北関東地方の沿岸地域を中心に甚大な被害をもたらしました。3カ月を経過した今、改めてお亡くなりになりました皆様の御冥福をお祈りいたしますとともに、いまだに7,700名余りの行方不明者がいる中で、原発のトラブルによる放射能被害も重なるなど、劣悪な環境の中で懸命に復興に当たられている被災地域の皆様方に対しまして、心からお見舞い申し上げる次第でございます。

本町におきましては、家屋等への影響や大きな漁業被害はなかったものの、避難指示の発令により延べ700人を超える方々が2日間にわたる避難生活を余儀なくされました。このような災害発生時には、道路等の寸断による交通障害や火災等の二次災害が重なり、防災力の分散など、初動体制時における地域住民の積極的な協力、援助が不可欠であり、情報の伝達や広報活動、避難誘導等について改めて自主防災組織や消防団との連携を強化しながら、町民の皆様の安全確保に努めてまいります。

今回の大震災では、あらゆる面で想像を超える大きな被害が出たことから、北海道においても防災関係施策の再点検を行っており、7月中に津波避難計画の策定指針を含めた防災施策について、道内の各自治体へ提示されると聞いておりますので、本町においても道からの指針等をもとに、地域防災計画の見直しを図ってまいります。

また、高潮や津波による災害への備えとして、避難施設に備蓄してある非常食、飲料水、生活必需品等の充実を図るとともに、尾岱沼漁港及び別海漁港内へ防災用監視カメラを設置するほか、走古丹地区における漁場監視用暗視カメラや北海道開発局の防災WANシステム、既設の潮位計の活用等により迅速、かつ的確な情報収集や災害対応に努めてまいります。

このほか、7月に本町で開催が予定されております友好都市サミット開催時において、今回の大震災を教訓に広域的な大災害が発生した場合に備え、友好都市3市1町のそれぞれの地理的メリットを生かした災害時における応援協定の締結に向けた準備を進めており、ハードとソフトの両面において災害に強いまちづくりを推進してまいります。

本町の海岸線は浸食が進み、暴風波浪・高潮等により番屋の床下浸水、漁網、漁具の流出、さらには生活道路等の被害が発生し、漁業活動に支障を来しております。そして、海岸線が浸食、決壊した場合には、根付資源の生息環境や自然環境にも重大な影響が懸念されることから、早急な海岸保全対策について、引き続き国、道など関係機関に要請してまいります。

次に、六つ目であります。参画と協働でつくるまちでございます。

まず、住民参画のまちづくりについてでございます。まちづくりには、町民の皆様と行政がそれぞれの役割と責任を持って協働し、地域社会における課題解決に向け取り組んでいくことがとても大切であります。

今年度は、協働のまちづくりの指針づくりに取り組み、各種計画の策定における委員の一般公募など、町民の皆様の政策形成過程への参画、広報誌や町ホームページの充実活用など、広報、広聴活動の一層の充実を図るほか、情報公開を推進し、参画協働に向けた町民の皆様と行政の情報共有の強化を図ってまいります。

また、協働のまちづくりを積極的に推進するため、総合政策課内にまちづくり推進担当を設置するとともに、従来の協働のまちづくり補助金（公募型）のほかに、一般型を新設し、地域コミュニティ活動団体への支援を拡大してまいります。

次に、北方領土対策の推進についてであります。

我が国固有の領土である北方領土がロシアに不法占拠されてから66年が経過しようとしている現在、いまだに領土問題は未解決のままで具体的な進展が見られません。この北方領土では、近年、第三国からの投資拡大及びロシア政府による軍備強化やロシア閣僚の訪問等が取りざたされており、国後島に隣接する本町としても非常に懸念しているところであります。

この間、北方領土返還運動の先頭に立ってきた元町民の方々も高齢化が進み、平均年齢も77歳となり、領土問題の早期解決が急務であると考えております。一方、管内では、毎年2月7日を北方領土の日に、根室管内住民大会の開催、12月ころには東京において北方領土返還要求アピール行動の実施、1月ころには中学生を対象とした北方領土サミットを開催しております。

平成4年から行われているビザ無し交流も20年目を迎えましたが、北方4島交流受入事業により今年度も6月17日から6月20日まで、ロシア人ファミリー17名が来町したところでございます。

また、来月7月18日から20日の間には、青少年が本町で交流する予定となっております。このほか、本町には、昭和57年に独立行政法人北方領土問題対策協会により建設された別海町北方展望塔が建築後29年を経過し、老朽化が著しいことから昨年12月に改修を終え、12月からは新しい北方展望塔として観光客の集客並びに北方領土問題の啓発に取り組んでおります。

この北方展望塔は、本年3月3日付で北海道内112番目の道の駅として認可され、5月中には昨年1年間の入館者数を超えようとしており、今後さらなる観光客の集客と北方領土返還運動の啓発推進に期待いたしているところであります。

次に、時代に対応した自治体経営の推進についてであります。

昨年は、秋サケが記録的な不漁に見舞われ、酪農では乳価が下がったことなどから、自主財源である町税の伸びを見込むことができない状況にあります。また、国においては、新成長戦略の実現を掲げて平成23年度予算を編成したものの、当初から一括交付金や子

ども手当に関する制度設計が明確ではなく、国の具体的な運用方針提示を注視していたところに、3月11日に発生した大震災は、東日本各地に未曾有の甚大な被害をもたらしました。

現在では、被災地の復興予算や原発の事故処理費用など、国の短期的財政運営でさえ、その状況は全く不透明な状況となっており、地方交付税に大きく財源を依存する本町にとっては、今後も厳しい財政運営を余儀なくされることが予想されます。

このような厳しい経済情勢の中にあって、町立別海病院や特別養護老人ホームの改築、学校施設の耐震化などに取り組み、持続可能な財政構造の構築を視野に入れながら、第6次総合計画の着実な推進を図り、町民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていかなければなりません。

そのためには、徹底した無駄の排除、行政コストの縮減など、新たな行財政改革へ取り組みながら、行政サービスの展開を図ってまいります。また、自主財源の根幹をなす町税の確保にも積極的に取り組み、課税客体を的確に把握しながら、公平、公正な税負担をしていただくため、納期内自主納付の啓蒙に力を入れるとともに、滞納整理機構と連携しながら、滞納の縮減に向けて適正かつ厳正な対応をしてまいります。

入札制度につきましては、平成21年度から予定価格の事後公表を行うなど、継続して公共工事の入札及び契約の適正化促進を図るための措置を講じてきておりますが、さらなる公契約の適正執行に向け、これまでの実施結果の検証も行い、必要な改善は取り入れつつ、公共工事の品質確保及び適切な入札執行に向けた種々の検討を重ねてまいります。

このほか、根室振興局及び中標津町役場で取り扱われていたパスポートの発給事務を本町においても本年11月から実施できるよう準備を進め、町民の皆様の利便性を図ってまいります。

次に、むすびでございますが、平成23年度の主な施策等について御説明を申し上げますが、この一つ一つが町民の皆様方の日々の生活を支え、優しさや豊かさが感じられるまちづくりにつながることを望んでいるものでございます。時代は今、日々刻々と変化する社会情勢の中で、行政が求められる役割もますます複雑化するとともに、多種多様化してきております。

そのような状況の中にあっても、先人たちが苦勞に耐えながら築かれた産業、歴史、文化、そして広大で豊かな自然に新たな英知を加え住んでよかった、住み続けたいと思っていただけるような、次世代に誇れる元気なまちに成長させていくことが私たちに課せられた使命だと思っております。

平成23年度は第6次別海町総合計画がスタートして3年目となりますが、将来像であります、「笑顔あふれる豊かさ実感のまちべっかい」を目指し、健全な財政運営のもと、各種事業を展開してまいります。また、事業の展開に当たりましては、町民の皆様方の幸せと将来のまちの姿に夢を抱きながら、自立の道を歩むために持続可能な財政構造の構築を視野に入れ、自治基本条例をまちづくりの最高規範としながら、協働のまちづくりに積極的に取り組んでまいります。

町民の皆様初め、議員各位の御理解と御協力を心からお願いを申し上げ、平成23年度の行政執行方針といたします。

次に、今定例会に提案をさせていただきます議案の概要について、説明をさせていただきます。

このたび、提出させていただきました案件は、全部で8件でございます。

議案第33号から議案第35号までの3件につきましては、平成23年度各会計の補正予算でございます。

議案第33号の一般会計補正予算は、いわゆる骨格予算として編成しておりました当初予算に、政策的予算を追加するもので、厳しい財政状況下にあります。地域経済を支えるための事業等を中心に3億8,420万円を増額し、予算の総額を147億9,720万円とするものであります。

議案第34号の国民健康保険特別会計補正予算につきましても、当初予算では保険税算出に費用な前年の所得等、未確定な部分があることから骨格予算として編成をしておりまして、このたび所得の確定による精査と課税限度額の引き上げを行い、930万円を増額し、予算の総額を23億4,830万円とするものでございます。

議案第35号の介護サービス事業特別会計補正予算につきましては、特別養護老人ホームの老朽化に伴う屋上防水やスプリンクラーの設置等の整備を行うほか、嘱託職員の人件費の増額の必要から5,120万円を増額し、予算の総額を9億4,940万円とするものでございます。

議案第36号は、町税条例の一部改正の議案でございます。地方税法の一部改正する法律の施行に伴い、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、雑損控除や住宅ローン控除の特例措置に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案第37号は、国民健康保険税条例の一部改正でございます。こちらは、中低所得者の国民健康保険税の負担の軽減を図るため、課税限度額が見直され、地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことから、本町の課税限度額につきましても現行の73万円に4万円を引き上げし77万円といたしたいとするものでございます。

報告第1号から報告第3号までの3件につきましては、いずれも平成22年度の年度内において事業の完了等が困難なため、予算を平成23年度に繰り越して執行していることについての報告でございますが、この繰り越した事業の内容について、地方自治法等の規定により議会に報告するものでございます。

以上、本日、提案させていただきました案件につきましては、8件でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、行政執行方針並びに定例会に提案させていただいております議案の概要説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） ここで、10分間、休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、平成23年度教育行政執行方針について。

教育長。

○教育長（山口長伸君） 平成23年度の教育行政執行方針を申し上げます。

まず、昨秋、北海道鶴川町生まれで北海道大学出身の鈴木章さんがノーベル化学賞を受賞したことは、北海道民に夢と希望と勇気と自信を与えてくれました。「やればできる」「忍耐と根性と継続こそが、新しい発見につながる」といった示唆も与えてくれました。鈴木章さんは、私たちと同じ北海道に生まれ、北海道の小中高等学校で学び、同じ空気を吸っていた北海道民であり、別海町の子供たちも夢と希望と勇気と自信をいただいた

はずであります。

しかし、子供たちの学力や体力の低下、肥満の増加は本町の深刻な課題となって数年を経過しており、現状に目を背けることはできません。この大きな課題解決のために、今こそ教育は百年の大計、教育は人なりを座右の銘として、人を育てる学びのまちづくりをしていくことが私たちの使命と責任であります。

この使命と責任を果たしながら、先人の残してくれた伝統と財産を生かし、人を育み文化をつくる心豊かなまちづくりのために全力を尽くして教育行政を執行していくことをお誓い申し上げます。

まず、教育行政執行の基本的な考え方であります。

我が国の教育改革は、教育基本法の改正を基本に国家の大事業として推進されております。別海町教育委員会といたしましても、教育基本法の教育の目的とされている人格の完成をあらゆる教育行政の究極の目的として推進いたします。

そのための施策として、社会教育では町民一人一人が心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、子供から高齢者まであらゆる世代のだれもがいつでも学べる社会教育の環境づくりを推進いたします。

学校教育では、次代の本町を担う人材の育成に向け生きる力を重視した特色ある教育活動と信頼される学校づくりを進めながら、学校施設・設備の計画的な整備など、幼、小、中、高が一体となった総合的な教育環境の向上に努めます。

本町のまちづくりは、社会教育、学校教育の両輪を連動させ、まずは人づくりから始めることが基本であるととらえております。

次に、こうした基本的な考え方のもと、取り組んでまいります主な施策について申し上げます。

第1は、生涯学習の振興であります。本町の生涯学習は35年前にさかのぼり、昭和51年に誕生しました。今では、日本全国当たり前のように生涯学習が実践されておりますが、当時としては先進的、画期的で教育行政の大変革だったのです。30年以上を過ぎた今、振り返ってみますと、町民の理解を得て浸透を図るためには紆余曲折があり、まさに苦難の歴史を歩んできたようであり、改めて先達の御労苦に感謝と敬意を表するものです。

生涯学習の目的は、人づくりにあります。町民の皆様方、一人一人が生涯にわたって自己実現を図っていくことができるよう、みずから学び、みずからの学習成果を活用、評価できるような時と場をつくっていくことであります。

そのために、生涯学習推進の根幹となる「育てよう、別海町の『学びの木』」の発達課題達成を目指して教育行政を推進いたします。

老朽化した中央公民館の改築を含めた仮称、生涯学習センターの建設のため、多くの町民の声を聞く等、基本構想の具体化に向けて取り組みを推進します。乳幼児から高齢者まで、みんなが学ぶまちづくりを目指し、全住民運動として取り組んでいただける環境づくりに努めてまいります。

具体的には、成人や高齢者の方々が日常生活や職業を通して身につけている技術や知恵を次世代の担い手である青少年に還元していく循環型の生涯学習を推進してまいります。特に、まだまだ優秀な能力と技術を有している多くの団塊の世代の方々が今こそ、その力を学校教育や社会教育に生かさない手はありません。

そのような方々に、自己実現としてのボランティア活動の機会を提供し、積極的に地域

社会へ還元していただくような創意工夫をしてまいります。また、生涯学習推進のため、実践研究機関である別海町生涯教育研究所との連携を深め、生涯学習の振興を図ってまいります。

第2は、学校教育の充実であります。

文部科学省では、4年間連続実施した全国学力学習状況調査の結果、全国的に見て北海道は低位にあり、本町も例外ではありません。4年間にわたり、各学校では学力向上に向けて創意と工夫を凝らした特色ある実践を進めております。その結果、徐々に上向き傾向を示しつつあり、昨年12月のC R T学力検査では好結果をもたらすところまで挽回できております。今後は、学習状況調査で課題となっていた読書時間の不足や家庭学習の方法等、家庭と深い連携を図りながら学力向上に向けての改善を目指していくよう推進してまいります。

小学校では、新学習指導要領に準拠した新しい教科書での指導の初年度であり、中学校では移行措置の最終年度に当たります。年間指導計画を樹立し、個に応じたきめ細かい指導を推進するよう、学校への働きを強化してまいります。また、少人数指導や習熟度別学習指導、ティームティーチングなど、指導方法の工夫、改善の取り組みにより基礎、基本の確実な定着を図り、生きる力をはぐくむ確かな学力を身につけさせる実践を推進しております。

平成22年度町内6校で公開研究会が開催され、その成果を発表しましたが、別海町教育委員会として今年度もこのような実践研究を積極的に推奨してまいります。生徒指導面では、不登校、いじめは減少し、校内暴力は皆無です。今後も心の教育を積極的に推進し、教育相談の充実や積極的な生徒指導の充実を図ってまいります。

子供たちの健全な成長には、生活リズムの確立や基本的な生活習慣の育成が重要です。「早寝・、早起き・朝ご飯・テレビを止めて外遊び」運動も5年目を迎えて定着しつつあり、今後は家庭教育の柱である「挨拶・安全・後始末」の「3あ運動」とともに推進してまいります。

学校給食センターは、食育基本法の制定以来、家庭教育とも連携を深めながら栄養指導と食育を推進しております。今年度も、年間5回設定されている弁当の日を子供が保護者とともに弁当をつくる日と位置づけ実施します。また、食の安心・安全のために、可能な限りの地産地消を推進してまいります。

学校施設の安全管理については、普段の学校生活の中での安全確保はもとより、学校教育活動と災害時の避難所として使用する両面の機能を果たす必要があることから、学校耐震化推進計画に基づき、耐震診断を行い、改修方法を決定し実施してきておりますが、改修方針の決定していない別海小学校、別海中学校の屋内体育館や改築を前提に進めていた上西春別中学校の校舎・屋内体育館についても改修か改築かの方針を今後、調査を行いながら決定し、計画的に推進してまいります。また、改築に決定した中春別中学校の基本計画を策定します。学校関係者のみならず、地域の声などを集約し、基本設計や地質調査を行います。

さて、特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児、児童、生徒、一人一人の指導計画を作成するよう指導を強化してまいります。障がいのある子供たち一人一人が心豊かにたくましく育つ教育の推進と、将来の社会参加や自立へ向けて支援を積極的に推進してまいります。

バリアフリーやノーマライゼーションがやっと市民権を得た情勢になり、これからはイ

ンクルージョン（包括的・統合的）教育を推進しながら、障がいを持った子供が将来自立できるように特別支援教育を推進してまいります。

また、義務教育終了後の障がいのある子供たちの受け皿として、入学定員に満たない地元高校への進学が学力不足という深刻な事態も生んでおります。高校と義務教育の連携を密にする動きを側面から援助する体制も検討中であります。

幼児教育については、望ましい生活習慣や態度の育成のため、幼稚園と家庭、地域との連携をより一層深め、子育て支援の充実に努めてまいります。さらに、特別支援教育と幼児教育を同時並行的に推進するために、5歳児健診の必要性が高くなっている今、福祉部との連携を強化しながら実現に向けて努力してまいります。

少子化に伴う学校規模の極小化が進む中、平成17年11月に策定した町立小中学校適正配置計画に基づく統廃合は一段落しました。うれしいことに、本町では少子化の減少傾向がわずかずつであり、対象となっていた学校では逆に人数の増加が見られます。今後しばらくは、小学校9校、中学校9校の計18校体制で推移するものと思われます。

また、福祉部、保育所とも連携しながら、将来的には別海町保・幼・小・中・高一貫教育や高齢者との共同事業等も構想しております。

第3は、まちづくりを担う町民の主体的な学習を支援する社会教育の推進であります。

社会教育は、人々の自由、かつ主体的で多様な学び合いを中心とした自己形成の営みであることから、教育行政の責務としては町民の学習活動を保障するための条件整備や環境醸成を図り、求めに応じた必要な支援をしてまいります。

町民の社会教育活動の拠点施設である公民館は、人と人とのつながりを大切にしながら、地域住民の多様な学習活動や一番身近な地域づくりの拠点としての役割を認識して、学習機会の提供に努めてまいります。また、公民館アンケートを実施し、住民の皆様の意見を聞きながら、地域住民みずからが主体的に活動を展開できるよう支援してまいります。地域をよりどころとした町民の主体的な学習は必ず地域づくり、まちづくりに結びつくものと確信しております。

平成14年度から順次開設し、町内に8大学を設けている別海町平成寿大学も10年目を迎え、年々在学生も増加して大変好評を博しております。平成22年度は293名が在学し、特に別海高校の学校祭には日ごろの趣味、特技を生かした手づくりの大作キルトを賛助出品するなどの取り組みをして別海高校に感謝されました。本年度もこのような異世代交流を継続していきたいと考えています。そして、これからは高齢者の学習要求にこたえられる学習プログラムを検討し、充実を図ってまいります。

また、各公民館で開設しているゼロ歳児から3歳児までの乳幼児と母親を対象とした「乳幼児母親家庭教育学級すくすく」は、昨年度、3館で125組、265名の親子が参加をしました。一昨年度は3館で106組、234名でしたから、19組、31名の増加です。少子化日本の中で、別海町の乳幼児、母親家庭教育学級出席者数の増加は驚異的と言わなければなりません。三つ子の魂百までと言われるように、3歳までの家庭教育の必要性を学習し合い、孤独になりがちで子育てに戸惑いと不安を抱えている若い母親世代の交流や、情報交換を活発化させることが重要であります。また、生涯学習アドバイザーの増員が一層大きな効果につながったものと考えられます。本年も重要な課題として、さらなる参加者の増加に努めます。

さらに、地域の名人を講師に招聘した各種講座の開催や地域のアーティストやまちづくりグループ、NPO団体の活動にも積極的に支援してまいります。その最初の事業とし

て、道東著名作家特別展を2年連続して企画し、多くの入場者数で大きな成果を上げております。

さて、ことしは国際森林年です。国際森林年では、現在、未来の世代のため、すべてのタイプの森林の持続可能な森林経営、保全、持続可能な開発を強化することについて、あらゆるレベルでの認識を高めるよう努力すべきされています。しかし、全町的に見て、森林面積は減少の一途から、やや持ち直してきたという状態であり、地球環境保全の大局的な見地から森林を考えるべきときです。別海町図書館や郷土資料館等では、さまざまなイベントを通して国際森林年の意義を啓発していきます。

また、第3次社会教育中期振興計画の3年目の今年度は、社会教育の指針として人づくりや協働のまちづくりの実践化に積極的に取り組んでまいります。

第4は、芸術・文化の振興であります。

芸術・文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上での大きな力となり、21世紀の地域活性化の基盤となるものです。この考えに立って、町内各地で活発な活動を展開している別海町文化連盟傘下の各団体、サークルの自主的な活動を一層支援するとともに、多くの町民が文化ボランティアなどにより、積極的に参加、創造できる環境づくりに努めてまいります。

文化財の保護、保存では、北海道指定有形文化財「奥行臼駅通」が国の史跡に指定される予定です。また、平成23年3月15日、別海町指定文化財の「ヤチカンバ群落地」が北海道指定天然記念物「西別湿原ヤチカンバ群落地」に昇格しました。今後は、これらの貴重な文化財の保護・保全に努めながら、教育的活用への推進をいたしてまいります。

また、ふるさと講座や郷土学習出前講座、出前移動店等、別海町郷土資料館が積極的に町民の中に入っていく企画を推進してまいります。

第5は、スポーツの振興であります。

明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で、スポーツの振興は欠かすことができません。このために、町民だれもが身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、長年にわたって地域のスポーツ環境の整備に努めてまいりました。

大きな成果として、少年団活動、中学校・高等学校の部活動においては、ボランティア指導者の心の養成に重点を置く熱心な指導により、例年、全道・全国大会において優秀な成績を上げております。別海町パイロットマラソン大会は、昨年はフルマラソン1,145名、5キロマラソン640名、合計1,785名の選手が別海町の大平原を走りました。フルマラソンの選手は、道外から160名、還暦を過ぎた方が137名参加しました。大会運営のために500名以上の方に協力いただき、大部分がボランティア参加でした。

このように、町民の絶大な協力により大きな感動と勇気を与えてくれる大会は、別海町の名を広め、マラソンブームもあって全国的なイベントに成長しました。第33回のことしは、さらに感動的な大会になるよう企画してまいります。

本町の子供たちの肥満は依然として深刻な状況にあり、生活習慣病の罹患者もおります。その予防、改善対策の一環として開催している町民プールでのフィットネス教室や、親子等による公民館の調理教室は大きな効果を上げていることから、工夫改善しながら今後も積極的に取り組んでまいります。

今年度予定している社会体育施設整備の主なものは、町民体育館の耐震改修、西春別ファミリースポーツハウスの外部補修、町営スケートリンクのトイレ建設等を予定してお

ります。町民皆スポーツを目指す上で施設は重要なポイントです。今後も可能な限りの補修を進め、施設の維持に努めてまいります。

以上、平成23年度の教育行政執行方針について申し上げましたが、これらの方針の具現化のためには、別海町民全員が一丸となって行動を起こさなければなりません。冒頭に述べたノーベル化学賞を受賞された北海道大学の鈴木章教授は次のように述べております。「科学はキツイ・キタナイ・クサイ、いわゆる3Kなどと言われるけれど、おもしろかったらそんなこと感じない、興味を持たせること、若い人におもしろいと思ってもらうことが大事」、「今の科学には希望や理想がないと言う人もいますが、希望や理想は他人からもらうものではない。自分から将来を考えてつくり出すもの。一方で、若い人たちが自分で希望や理想を持てるようにサポートするのは私たち年配者の努め。幸運をつかむチャンスはだれにでもある、どの職業でも同じでしょう。その機会を生かせるかどうかは日ごろの努力と謙虚さ、注意深さだと思います。どんな研究でもうまくいかないことはある。でも僕は学生たちと飲んで、愉快的気分になって仕切直した。まじめにやっていたらいつかは必ずうまくいく、手を抜いてはダメですが、少々楽観的でもいいのだと思います。」鈴木教授は私たちと同じ道産子です。「手を抜いてはダメですが、少々楽観的でもいいのだと思います」という締めの言葉が道産子らしい言い方に聞こえます。

別海町を開拓した先達は大陸的な大きな夢を持って入植し、大局的な希望を抱いてくわを握り、繰り返す過酷な冷害からも逃げず、常に楽観的な考え方で生き抜いてきたのです。私たちには、その先達の血が間違いなく流れているのですから、何事にも手を抜かず楽観的にあすを見つめていく底力があるはずです。

別海町教育委員会といたしましては、そんな町民の子供たちの底力を信じて、今年度もぬくもりの心と慈しみのまなざしを教育行政の指針としながら、まずは小さなことからたった一人からでも、「行動を起こす」を始め、本町の教育の振興・充実に全力をかけて突き進む決意であります。

○議長（渡邊政吉君）　　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております、日程第6　議案第33号から、日程第13　報告第3号までの8件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君）　　異議なしと認めます。

したがって、日程第6　議案第33号から、日程第13　報告第3号までの8件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第6　議案第11号

○議長（渡邊政吉君）　　日程第6　議案第33号平成23年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小守　正君）　　議案第33号の内容説明を申し上げます。

お手元に配付しております。別冊の一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

議案第33号平成23年度別海町一般会計補正予算（第1号）。

平成23年度別海町一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,420万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億9,720万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。

地方債の追加、変更、廃止は、「第2表 地方債補正」による。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入です。

13款使用料及び手数料、1項で4万8,000円の増。

14款国庫支出金、1項と2項で3,773万7,000円の減。

15款道支出金、1項と2項で2,445万1,000円の増。

18款繰入金、1項で4億680万円の増。

20款諸収入、5項で503万8,000万円の増。

21款町債、1項で1,440万円の減。

歳入合計で3億8,420万円を増額し、補正後歳入予算の総額を147億9,720万円といたしたいとするものでございます。

次に歳出です。

2款総務費、1項から3項合わせまして5,226万6,000円の増。

3款民生費、1項と2項で1億2,318万7,000円の増。

4款衛生費、1項で194万2,000円の増。

6款農林水産業費、1項、3項、4項で5,581万8,000円の増。

7款商工費、1項で3,975万5,000円の増。

8款土木費、1項、2項、5項で6,009万5,000円の増。

9款消防費、1項208万6,000円の増。

10款教育費、2項から、次のページまでございます。次のページの6項まで合わせまして4,905万1,000円の増です。

次に、4ページです。

歳出合計になりますが、歳出合計で3億8,420万円を増額し、補正後の歳出予算の総額を147億9,720万円といたしたいとするものでございます。

次に、5ページ。

第2表、地方債補正です。追加になります。

このたびの補正は、追加、変更及び廃止となります。

まず追加で、このたび追加する起債の目的でございますが、上春別へき地保育園改築事業と中春別南19号線改良舗装事業で、限度額がそれぞれ770万円と1,400万円です。

起債の方法は、普通貸借、または証券発行、利率は3%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率、償還の方法につきましては公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借りかえすることができるとするものでござい

す。

次に、変更でございます。四つの事業の起債の限度額を変更するもので、東宮城地区農道整備事業の限度額9,150万円に410万円を増額し、9,560万円に。泉川北4線改良舗装事業の限度額6,450万円から1,720万円を減額し4,730万円。上春別45線舗装事業の限度額1,590万円から、こちらの70万円を減額し1,520万円。根室中部3号幹線改良舗装事業、限度額2,290万円から1,470万円を減額し、820万円に事業費の変更により、起債の限度額を変更するものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

次に、6ページをお開きください。こちらは廃止となります。

除雪機械購入事業ですが、社会資本整備総合交付金事業として予算計上しておりましたが、交付金事業としての不採択となったために廃止をするものでございます。

このたびの追加、変更、廃止によりまして合計でございますが、補正前の限度額11億5,890万円から、補正後の限度額1,440万円を減額いたしまして、11億4,450万円といたしたいとするものでございます。

次の、歳入歳出予算補正事項別明細書の内容説明を省略させていただきまして、2の歳入から説明を申し上げます。9ページをお開きください。

2の歳入です。款項の説明は省略し、目の金額で説明を申し上げます。

13款使用料及び手数料、1項1目総務使用料、4万8,000円増です。

次に、10ページをお開きください。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金、125万8,000円の増。国民健康保険支援保険料負担金の増になります。

2項1目総務費国庫補助金、749万円の増。本目新設でございます。地デジ化難視解消のための辺地共聴施設新設整理補助金の増となります。

2目民生費国庫補助金、3,000万円の増。小規模福祉施設整備に対する地域介護、福祉空間整備交付金となります。

3目衛生費国庫補助金、60万円の増。

5目土木費国庫補助金、7,708万5,000円の減です。道路除雪機械にかかる社会資本整備総合交付金の減によるものでございます。

次に、11ページです。

15款道支出金、1項1目民生費負担金、505万1,000円の増。国民健康保険軽減支援保険料負担金の増となります。

2項1目総務費補助金、40万円の増。旅券発行事務、この準備にかかる交付金でございます。

5目農林水産業費補助金、1,900万円の増。森林組合で導入する機械の補助700万円や、野付漁協が購入する鮮度保持用ステンレスタンクに対する地域づくり交付金が主なものでございます。

次に、18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金、4億680万円の増です。今回の補正予算の不足財源として基金から繰り入れするものでございます。この補正後の取り崩し予算、4億7,380万円を差し引いた現在の財政調整基金の残高につきましては、14億4,618万7,000円を予定しているものでございます。

次に、12ページをお開きください。

20款諸収入、5項5目雑入、503万8,000円の増。雑入のコミュニティー助成

金や難視対策としてのNHK助成金が主なものとなっております。

2 1 款町債、1 項 1 目民生債、7 7 0 万円の増。上春別へき地保育園建設の設計費にかかる起債の増となります。

2 目農林水産債、4 1 0 万円の増。

次に、3 目土木債、2, 6 2 0 万円の減です。除雪機械購入事業債、道路改良事業債を減額するものでございます。

以上で歳入を終わります。

1 3 ページをお開きください。

こちらは、3 の歳出になります。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、1, 1 4 4 万 8, 0 0 0 円の増。地デジ化に伴います難視解消のための予算増となります。

5 目財産管理費、2, 1 2 5 万 6, 0 0 0 円の増です。地域会館の改修や庁舎内の電話交換設備の更新が主なものとなっております。

次に、1 4 ページです。

6 目企画費、1, 1 1 0 万 5, 0 0 0 円の増です。

1 5 ページの下段のほうまでございます。

補正の主なものにつきましては、振興奨励事業、あるいは協働のまちづくり推進のための予算を計上したところでございます。

次に、1 5 ページ下段になります。

8 目車両管理費、1 3 0 万円の増。西春別駅前車庫に洗車機 1 台を整備するものでございます。

1 6 目諸費、3 4 万 6, 0 0 0 円の増。本年 7 月 8 日に予定されております、本町において開催が予定されております第 1 1 回友好都市サミット開催事業にかかる予算でございます。

次に、1 6 ページをお開きください。

2 項 2 目賦課徴収費、3 6 万 3, 0 0 0 円の増です。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、6 4 4 万 8, 0 0 0 円の増。本年 1 1 月から予定しておりますパスポート申請発行等に必要の予算と、外国人の住民記録に対応するためシステムの改修予算となります。

次に、1 8 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、8 4 1 万 1, 0 0 0 円の増。国保支援保険料軽減等の繰り出しとなります。

2 目老人福祉費、1 億 6 6 0 万円の増です。NPO 法人が建設する高齢者、障がい者等の共生施設への助成、あるいは特別養護老人ホームへの改修費等の経費として特別会計へ繰り出しするものでございます。

5 目障がい者福祉費 3 8 万 3, 0 0 0 円の増。

2 項 5 目へき地保育園費、7 7 9 万 3, 0 0 0 円の増です。上春別へき地保育園改築のための設計費を計上しております。

次に、1 9 ページになります。

4 款衛生費、1 項 3 目環境衛生費、1 5 0 万円の増。町民憩いの森公園へ物置等を設置するものでございます。

4 目健康管理費、4 4 万 2, 0 0 0 円の増。

次に、２０ページをお開きください。

６款農林水産業費、１項２目農業総務費、２４０万円の増です。産業後継者対策相談所への補助金となります。

３目農業振興費、１,７８１万５,０００円の増です。新規就農者対策として１戸当たり３００万円を助成するほか、酪農後継者対策や大学研究機関連携事業、これらの経費を新たに計上いたしました。また、旧食肉加工センターを解体する予算も計上したところでございます。

次に、２１ページです。

６目農地費、４１７万２,０００円の増。東宮城地区の事業採択による予算でございます。

３項２目林業振興費、１,０５０万円の増。森林組合に対する林業機械導入にかかる補助となります。

４項２目水産業振興費、２,０９３万１,０００円の増です。２２ページまでございます。２２ページをお開きください。

補正額の主なものにつきましては、野付漁協が購入する鮮度保持用ステンレスタンク、こちらに対する１,７３０万円の補助、このほか走古丹地区における漁場監視用暗視カメラ導入に対する負担金２９５万４,０００円を計上したものでございます。

次、２３ページです。

７款商工費、１項１目商工業振興費、１,６２１万４,０００円の増です。政策予算といたしまして、２４ページの中段までございます。起業化支援５００万円、新たに中小企業振興対策として５８３万８,０００円計上しております。

このほか、２４ページになりますが、交流館ぷらと周辺の街灯の改修４５０万円を計上しております。

２４ページの中段、２目観光費、２,３５４万１,０００円の増です。観光関係の予算につきましても、新たに観光リーフレットや外国人向けＤＶＤ作成のための経費、これらのほか交流センター設備整備補助金等を計上したところでございます。２４ページから２６ページまであります。

次に、２７ページをお開きください。

８款土木費、１項１目土木総務費、５３万５,０００円の増。

２項２目道路維持費、２,５１６万円の増です。社会資本整備総合交付金事業の不採択による除雪機械の購入取りやめ、このほか町単独事業による町道等維持補修事業として新たに５,５５０万円を計上したところでございます。

次に、２８ページになります。

３目道路新設改良費、１,７９０万円の増です。社会資本整備道路交付金事業において７,９００万円減額となったほか、地元企業の振興対策として町の単独事業として臨時町道整備事業、８,７６０万円を新たに計上したところでございます。

次、２９ページ。

４目防衛施設周辺道路整備事業費、１５０万円の増。

５項２目河川改修費、１,５００万円の増です。本目新設で、こちらも地元企業への振興対策として町単独で事業費を計上したものでございます。

次に、３０ページです。

９款消防費、１項２目災害対策費、２０８万６,０００円の増です。防災行政用監視カ

メラ導入事業でございますが、現在、設置しております本別海、尾岱沼両漁港の潮位計とあわせて防災用として導入するものでございます。

次に、31ページになります。

10款教育費、2項4目学校建設費、327万6,000円の増。上春別小学校の耐震改修に伴う廃材撤去工事を追加するものでございます。

3項4目学校建設費、1,780万1,000円の増です。本目新設で、中春別中学校の危険改築に向けた設計費等を計上するものでございます。

4項1目幼稚園管理費、346万円の増です。特別支援対応のための人件費を増額するものでございます。

次に、32ページです。

5項6目東公民館費、62万4,000円の増。

6項1目保健体育総務費、238万4,000円の増です。西春別駅前のファミリースポーツハウスの改修を行うものでございます。

4目総合スポーツセンター費、2,150万6,000円の増。町民スケートリンクのトイレを新たに設置するために予算計上したものでございます。

以上で、議案第33号平成23年度一般会計補正予算（第1号）の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第33号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

ありませんか。

8番安部議員。

○8番（安部政博君） 財産管理費、13ページの地域会館の整備事業についてお尋ねいたします。

今年度は耐震調査、あるいは外壁改修工事ということで、北栄・西春別のふれあいセンターが予定されております。

昨年、順次この地域会館を整備するということが発表されております。私の地元でも、つい最近、工事終わりました、大変、地元としては喜んでいるわけですが、始まるまで私自身も町内会のだれもがこの工事があるということを残念ながら知らなかったのです。

それで、この順番をどのように決めておられているのか、そして地域との連絡調整はどのようにされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（小守 正君） お答えをいたしたいと思います。

地域会館につきましては、去年、おとしだと思いましたが、それぞれ改修の優先度調査をしております、その優先度にあわせてそれぞれ改修をしてきているところでございます。

それぞれ予算をとりまして、議会では説明をしていると思いますが、地域のほうに事前に改修に当たって事前の説明がなかった部分はあろうかと思います。今後、できるだけ地元のほうに事前にお話ししながら作業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） ほかに質問ございますか。

11番丹羽議員。

○11番（丹羽勝夫君） 25ページの交流センター施設整備補助金、1,870万円の内容についてお尋ねいたします。

これは、全額が1,870万円は、これはまきボイラーというふうな補助金でよろしいのか。それと、まきストーブにするという、そういった目的がどこにあったのかお聞きしたいと思います。

また、管理面で大変だと言われているまきストーブにしたということは、どの程度の効果があると試算されているのかどうか。それで、この契約の仕方ですけれども、この施設は最終的に町側の建物になるのか、また郊楽苑側の施設というふうに考えるのか、その辺をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） お答えいたします。

1,870万円でございますけれども、3,570万円のうち、国の補助金が1,500万円、その残りが町の補助金ということになっております。

また、なぜまきボイラーかという話でございますけれども、郊楽苑のボイラーにつきましては兼ねてからの懸案事項でございまして、設置後20年を経過する中で更新の必要性が出てきたということでございます。

現在のボイラーは老朽化によりまして、このボイラーの品質保証ができない状態であるということで、故障時における修理の可否、また保証期間の見積もりにもできないというような状態にあります。

また現在、予備のボイラーについては故障中でございまして、すなわちボイラーの故障時には臨時休業をせざるを得ない状況になってしまいますので、郊楽苑のほうに営業できなくなってしまうということで、損害を与えるようなおそれがあります。

このようなことから、重油高騰の折、化石燃料以外でのボイラーの更新について検討を進めてまいったところでございます。ヒートポンプ、それからチップボイラー等のボイラーについて検討いたしました。ヒートポンプにつきましては事業費に7,800万円ほど、またチップボイラーでは約1億円の経費が見込まれるということで、さらに検討を進めていたところですが、その折り、郊楽苑さんのほうからまきボイラーの提案がございました。安価で、また郊楽苑さんの運用実績もあるということから、まきボイラーの導入を決定したところでございます。

また、ボイラーの所有権はどうなるのかというような御質問でございますけれども、これは国の補助事業で農林水産省の補助事業で郊楽苑が実施して、設置しておりますので、直ちに町への所管がえということにはならないと思いますけれども、最終的には町のほうへ帰属するということは担保していくということになろうかと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員、よろしいですか。

丹羽議員。

○11番（丹羽勝夫君） 実際に現在、ボイラーが故障されていると。それで、まきストーブにかえていくのかどうか、どっちにしても油を使ったボイラー等を継続していかなければ、まきストーブだけでは難しい状況下にあるかなと思いますけれども、その辺もひとつ。

建物自体が施設管理が契約上、郊楽苑がなされていると、それがいずれ町のほうの管理下にもなるだろうということですので、その辺、前回もお聞きしたように事務所等も

郊楽苑さん自体で建てておりますけれども、この建物施設管理が町なのか、また、郊楽苑側にあるのかということは、固定資産税関係にも及ぼすことになってきますけれども、その辺のこともちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（土井一典君） まず、施設の管理の部分でございますけれども、基本的に町の施設ということになっておりますので、町の管理ということになっていくと思います。

また、まきストーブにつきましては、加温の部分を担っていただく形、今、重油ボイラーに負担を軽減するという形で使っていくと。今の重油ボイラーについては、早急な対策を考えなければならないかなというふうに思っておりますけれども、とりあえずまきボイラーで、重油の使用を抑えながら運営していくというような考え方になるかと思います。

○議長（渡邊政吉君） 丹羽議員、よろしいですか。

○11番（丹羽勝夫君） はい、わかりました。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 13ページの辺地共聴施設ですけれども、地デジの難視対策として送受信のアンテナを新設すると、40世帯分だと、こういう説明でありましたけれども、これによって難視対策は一応完了するのかどうか、まだ残る部分があるのかどうか、そこを一つお尋ねします。

それから、14ページですが、協働のまちづくり推進事業の件ですが、町長の行政方針の中にもありましたが、公募型の補助金のほかに一般型の補助金も今回、やっていくのだと、こういうことのようにですけれども、もう少し内容をお知らせ願えたらと思います。公募型と一般型の関連性、区別等について内容をお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 総務課長。

○総務課長（宮部正好君） ただいま中村議員から御質問のありました、辺地共聴施設、この関係について、この対策をもって一応の終わりかどうかという御質問かと思います。

本町で大規模に新栄町地区が主ですが、広範囲にわたりまして難視の地区がございます。そのほかに、何件かの小規模というか、個々の対応をとらざるを得ないような地区が何件かございました。

この辺地共聴施設の整備につきまして、広域にわたる新栄町地区については、一応、終了いたしまして、今後、難視ではないかというような問い合わせ等がございましたら、現在のところは直接、地デジ協議、北海道地上デジタル推進協議会のほうに直接、個人とのやりとりをやっていただきまして、そこでどのような解決になるかあれですがやっていただくというようなことになっております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 総務部次長。

○総務部次長（有田博喜君） それでは、別海協働のまちづくり補助金の関係について御説明申し上げます。

議員、御存じのように協働のまちづくり推進事業につきましては公募型というものを従来実施してきております。それに対しまして、今回、一般型というものを新たに新設いた

しました。その一般型の考え方、補助の対象とする活動ということで一応、4項目区分しております。

1番目に、地域コミュニティーづくりへの取り組みに関する活動、2番目、公共財産の保全と維持に関する活動、3番目に協働のまちづくりに資する活動、4番目にその他、町長が特に必要と認めた活動ということで、4項目決めておりますけれども、基本的な考え方としまして、公募型補助金につきましては3年間で打ち切りということで決まっております。3年間のうち、いろいろな活動をしていただきまして、4年目になったときに補助金が当たらないということがあります。その活動を継続していくためには、幾らかの補助金をいただきたいということで、この一般型、要するに公募型で3年間やったものを基本的に一般型のほうで取り組んでいくというような考え方でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

中村議員。

○15番（中村忠士君） 一つお尋ねしますが、地デジ対策なんです、大規模に難視の地域については、一応、これで解決するだろうというお話でした。ただし、小規模の対策は残るというお話でしたが、前にもちょっとお聞きしてはおりますけれども、改めて小規模だけでも、難視になりそうな地域についての把握というのはどの程度されているのか、何世帯ぐらいがその対象になるという押さえなのか、対策としては直接やってくださいというようなお話でしたけれども、町としてそれに対する手を差し伸べるというようなことは考えておられるのか、その点についてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 総務課長。

○総務課長（宮部正好君） ただいまの御質問ですが、今まで町の広報等で難視等の該当するかどうかということも含めていろいろとPRをしてまいってきました。

その中で、主に新栄町地区、あるいはその近隣の地区からテレビがどうも映りが悪いのだけれどもというような問い合わせ等をいただいております。そのほかの地区におきましては、私たちのほうで把握している中では、難視であるというような情報をつかんでおりません。

したがって、今後、実際の地デジ化になった時点で、実は映らないのだけれどもということが起きてくる可能性もないとは言えませんが、私どもの把握の中ではPRを努めてきた中で、ある程度、そういったところは解消されたのではないかという認識であります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

○15番（中村忠士君） はい、よろしいです。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

9番瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 18ページの共生型小規模福祉施設設置事業の件です。

この共生型ができるというのは、大変、喜ばしいことだと思うのですが、中に入る方たちの中では収入を潤沢に得ることができない場所であると思います。

継続して運営していくためには、維持管理などの費用がかなりかかると思うのですが、それに対して町として今後、でき上がった段階で運営に対してどのような方向性を持っておられるかお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉課長。

○福祉課長（佐藤英敏君） 瀧川議員の御質問にお答えします。

ランニングコストの面については、特に来年度以降、町としては予定はしておりません。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ということは、その中に入っている障がい者の施設のほうで維持管理費で電気代とかすべて持つということになるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（田村秀男君） お答えいたします。

先ほど福祉課長が維持管理については、一切というふうなことで申しましたけれども、今のNPO法人とこの管理運営については協議をしている段階でございます。

それで、この補助金をもらうためには、障がい者と高齢者の共生という形で高齢者のほうも重点的に交流しなければならないという施設で、そのために3,000万円をもらうという事業でございます。

それで、この高齢者の部分、今現在、消防のところに生き生きサロンというのを設けて運営しております。これは、社会福祉協議会に委託をしておりますけれども、このあり方も含めて今度はその共生型の中にその生き生きサロンの機能といいますか、そういうことも含めてやりたいなという考えは持っております。

その場合には、やはり管理運営費の部分については、御相談をしたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

それではここで、1時30分まで休憩をとります。

午後 0時24分 休憩

午後 1時26分 再開

○議長（渡邊政吉君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第34号

○議長（渡邊政吉君） 日程第7 議案第34号平成23年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部次長。

○福祉部次長（斎藤英彦君） 議案第34号の内容説明をいたします。

初めに、本補正の概要について申し上げたいと思います。

まず、歳入の国民健康保険税でございますが、保険税算出の基礎となります平成22年の所得確定をもとに、この後に提案される議案第37号の別海町国民健康保険税条例の一部改正案に基づいて算定を行い、歳出においては医療保険者の負担となる支援金、納付

金、拠出金などの額が決定されたことや、平成22年度の歳入歳出決算見込みなどを踏まえて、本会計の歳入歳出予算の精査を行ったものでございます。

それでは、別冊の別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

平成23年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ930万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,830万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入です。

1款国民健康保険税、1項で2,650万2,000円の増。

2款国庫支出金、1項と2項で1,544万8,000円の減。

3款療養給付費等交付金、1項で458万3,000円の増。

4款前期高齢者交付金、1項で118万1,000円の減。

5款道支出金、2項で256万8,000円の増。

7款繰入金、1項で841万1,000円の増。

8款繰越金、1項で5,479万3,000円の増。

9款諸収入、3項で7,092万8,000円の減。

歳入総額で930万円を増額し、総額23億4,830万円とするものでございます。

次に、3ページの歳出です。

1款総務費、2項で36万3,000円の減。

3款後期高齢者支援金等、1項で61万6,000円の増。

4款前期高齢者納付金等、1項で2万4,000円の増。

6款介護納付金、1項で29万4,000円の減。

9款諸支出金、1項で31万7,000円の増。

10款予備費、1項で900万円の増。

歳出合計で930万円を増額し、23億4,830万円とするものでございます。

次の事項別明細書、1の総括については省略させていただきまして、13ページの歳出から説明いたします。

13ページをお開き願います。

3の歳出です。

款項の金額につきまして省略し、目の金額で申し上げたいと思います。

1款総務費、2項1目賦課徴収費36万3,000円の減。これは、釧路根室広域地方税滞納整理機構に対する負担金の確定に伴う減でございます。

3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金、61万6,000円の増、支援金の決定がなされたことによる増額でございます。

14ページです。

4 款前期高齢者納付金等、1 項 1 目前期高齢者納付金 2 万 4,000 円の増、納付金額の決定がなされたことによりまして、増額するものでございます。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金、29 万 4,000 円の減。これについても、納付金額の決定がなされたことにより、減額するものでございます。

9 款諸支出金、1 項 3 目償還金、31 万 7,000 円の増。これは、平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの暫定措置として出産育児一時金が 4 万円引き上げられたことに伴い、その 2 分の 1 が国庫補助の対象となりますが、補助金は 1 月に年度内の推計出産件数により概算で交付決定され、出産件数の確定後、翌年度精算となりますので、平成 22 年度に交付されました出産育児一時金補助金の超過分 13 件分の 26 万円の返還金と、本特別会計の歳入歳出予算総額の端数調整として 5 万 7,000 円を増額するものでございます。

10 款予備費、1 項 1 目予備費、900 万円の増。予備費につきましては、年度内に急激な医療費の伸びなど、不測の事態に対処するため増額するものでございます。

次に、7 ページの歳入に入ります。

2 の歳入です。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、2,467 万 3,000 円の増、2 目退職被保険者等国民健康保険税、182 万 9,000 円の増、いずれも平成 22 年分の所得確定をもとに、議案第 37 号で提案されております別海町国民健康保険税条例の一部改正案に基づいて算定を行い、それぞれ増額とするものでございます。

次に、8 ページです。

2 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金、14 万 2,000 円の増。これは歳出の介護納付金、後期高齢者支援金等の決定に伴う再試算によりそれぞれ増減するものでございます。

2 項 1 目財政調整交付金、1,559 万円の減、これは平成 22 年度の交付金額の確定状況から、推計値の見直しを行い、それぞれ増減とするものでございます。

3 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金、458 万 3,000 円の増。交付金の概算決定通知により、減額するものでございます。

9 ページです。

4 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金、118 万 1,000 円の減、これについても交付金の決定通知による減額するものでございます。

5 款道支出金、2 項 1 目財政調整交付金、256 万 8,000 円の増。これは、平成 22 年度の確定額の状況を踏まえて推計値の見直しを行い、増額とするものでございます。

10 ページです。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、841 万 1,000 円の増。これは、今回の国民健康保険税の算定に伴い、保険基盤安定繰入金の精査による法定繰入分の増額でございます。

8 款繰越金、1 項 1 目その他繰越金、5,479 万 3,000 円の増、これは平成 22 年度会計の歳計剰余金の見込みによる増額でございます。

11 ページです。

9 款諸収入、3 項 0 目歳入欠かん補填収入、7,092 万 8,000 円の減。これは、当初予算におきまして国保会計の財源不足に伴う予算として計上していました歳入欠かん補填収入でございますが、今回の歳入歳出予算補正の精査により、この財源不足の解消が見

込まれることから計上予算額の全額を減額し、廃目とするものでございます。

以上で、議案第34号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第34号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第8 議案第35号

○議長（渡邊政吉君） 日程第8 議案第35号平成23年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設すこやか事務長（清尾昌弘君） 議案第35号の内容説明を申し上げます。

別冊の別海町介護サービス事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正予算書の内容説明をいたします。

平成23年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度別海町介護サービス事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,940万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入です。

4款繰入金、1項で5,060万円の増。

6款諸収入、2項で60万円の増。

歳入合計で、5,120万円を増額し、9億4,940万円とするものでございます。

歳出です。

1款介護サービス事業費、1項で5,120万円の増。

歳出合計で、5,120万円を増額し、9億4,940万円とするものでございます。

次の歳入歳出予算補正事項別明細書の1総括については、説明を省略しまして、5ページの歳入から説明します。

歳入です。

款項の金額につきましては説明を省略いたしまして、目の金額を説明いたします。

4款繰入金、1項1目繰入金、5,060万円の増は、歳出に対する歳入不足分を一般会計から繰り入れるものです。

6款諸収入、2項1目雑入、60万円の増は、社会保険収入の補正です。

次に、7ページをお開きください。

歳出です。

1 款介護サービス事業費、1 項 1 目老人保健施設費、5 9 6 万 2, 0 0 0 円の増は、電話交換機入れかえの機器等購入費と嘱託職員賃金等の補正です。

2 目特別養護老人ホーム費、4, 0 2 8 万 8, 0 0 0 円の増は、スプリンクラーの設置の施設整備等工事請負費と屋上防水補修の工事請負費等の補正です。

3 目デイサービスセンター費、7 6 万 2, 0 0 0 円の増は、器具費と修繕料の補正です。

4 目訪問看護費、4 1 8 万 8, 0 0 0 円の増は、嘱託職員賃金と社会保険料の補正です。

以上で、議案第 3 5 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 3 5 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第 9 議案第 3 6 号

○議長（渡邊政吉君） 日程第 9 議案第 3 6 号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田保圭乙君） 議案第 3 6 号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

今回の改正は、平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した、東日本大震災による被災者への地方税の負担軽減を目的とし、地方税法の一部を改正する法律が 4 月 2 7 日に交付施行されたことに伴い、本町の町税条例について所要の改正を行うものでございます。

議案書では、4 ページから 6 ページまででございます。

議案書改正条文の朗読は省略させていただきまして、改正の内容につきましては、お手元に配付しております定例会議案資料により御説明申し上げます。

定例会議案資料の 1 ページをお開き願います。

東日本大震災による被災者の個人町民税の負担軽減を図るため、雑損控除の特例措置及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例を町税条例の附則に加えるものでございます。

表の番号 1 番、改正項目、個人町民税、雑損控除の特例。改正条項、附則第 2 1 条について御説明いたします。

大震災により被災を受けた住宅等にかかる損失は、平成 2 4 年度の個人町民税で適用されるのですが、所得割りの納税義務者の選択により、平成 2 2 年度において生じた損失として、平成 2 3 年度の個人町民税での適用を可能とするものでございます。

次に、表の番号 2 番、改正項目、個人町民税、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例。改正条項、附則第 2 2 条について御説明いたします。

住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける条件は、税額控除対象の住宅に引き続き居住することが条件となっておりますが、震災により住宅の全壊等により、税額控除対象住宅

が居住のように供することができなくなった場合においても、税額控除対象期間の残りの期間についても、引き続き税額控除を適用することができるものとさせていただきます。

最後に、附則第21条の改正は、交付の日から施行し、附則第22条の改正につきましては、平成24年1月1日から施行するものとさせていただきます。

以上、別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第36号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第10 議案第37号

○議長（渡邊政吉君） 日程第10 議案第37号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（田保圭乙君） 議案第37号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部改正により、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が3月25日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、別海町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものであります。

議案書では、7ページから8ページまででございます。

議案書、改正条文の朗読は省略させていただきます。改正の内容につきましては、お手元に配付しております議案資料により御説明申し上げます。

定例会議案資料2ページ。

表の番号1番及び3ページの新旧対照表をごらんいただきます。

改正項目は、課税額、改正条項は第2条第2項、第2条第3項及び第2条第4項であります。

改正の内容は、国民健康保険法施行令の一部が改正が行われたことにより、当町における課税限度額を国民健康保険法施行令の限度額と同額に改正するものとさせていただきます。

第2条第2項ただし書きで規定する保険税の基礎課税額における課税限度額を、現行50万円から51万円に改める。

第2条第3項、ただし書きで規定する後期高齢者支援金等課税額における課税限度額を現行13万円から14万円に改める。

第2条第5項、ただし書きで規定する介護納付金課税額における課税限度額を10万円から12万円に改めるものとさせていただきます。

なお、課税限度額の合計額は、改正前73万円、改正後77万円でございます。

次に、表の番号2番について御説明いたします。

新旧対照表の3ページ後段から、4ページをごらんいただきます。

改正項目は、保険税の減額、改正条項は第21条であります。

第2条第2項、第3項及び第4項の本文で算出した課税額から、第21条に規定する額

を減額して得た額の限度額を改正するものでございます。

基礎課税額における限度額を現行 50 万円から 51 万円に改める、後期高齢者支援金等課税額における限度額を、現行 13 万円から 14 万円に改める。

介護納付金課税額における限度額を 10 万円から 12 万円に改めるものでございます。

最後に、この条例は、交付の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用となるものです。適用区分として、改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成 23 年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、平成 22 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上、別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 37 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

15 番中村議員。

○15 番（中村忠士君） 3 点、御質問します。

1 点目ですけれども、これまで 06 年から連続して負担増といたしますか、加入者の負担増が進められてきました。今回で 6 年目ということになるのですけれども、過去の 5 年間でどのぐらいの負担増になったか、平均的な数字で結構ですから、1 世帯当たり、そして 1 人当たりどういう負担増になったかということを概略で結構ですから、平均的な数字で結構ですからお知らせください。

それから 2 点目の質問ですけれども、今回のこの限度額引き上げによって、さらにこの負担がふえるという人がいるわけですから、そういう人の、あるいはそういう世帯の所得について、もっとも低い方でどれぐらいの額になるか、負担増になる人の中でその世帯、あるいはその人の所得がどのぐらいかということを教えていただきたいということです。

それから 3 番目ですけれども、いろいろな資料が出ていますから概略としてはわかるのですけれども、改めてお聞きしたいと思うのが、この改定によって歳入がどのぐらいふえるかと、改定をしない前、した後、これは資料出ていますから数字を割り出せばいいのだろうけれども、改めそのことについて聞きたいと思います。

以上、3 点教えてください。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部次長。

○福祉部次長（斎藤英彦君） お答えいたします。

06 年から 6 年間の平均額ということでございましたけれども、ちょっと算定はしておりませんので、3 番目の質問でございました歳入でどのぐらいふえるかということでお答えしたいと思います。

国民健康保険税につきましては、医療分、それから支援分、介護分となっております。22 年分の所得確定に伴う現行税率での試算と、それからただいま 37 号で説明いたしました限度額改正の条例に伴う数値によりまして算定した額から、予算に計上した差といたしますか、でお答えしたいと思います。

まず、22 年分の所得確定に伴う保険税といたしまして、予算計上額で申し上げますと医療分で 6 億 3,823 万 9,000 円、それから支援分で 1 億 7,897 万 8,000 円、介護分で 8,241 万 8,000 円、合計 8 億 9,963 万 5,000 円でございます。

限度額を改正後の予算計上額でございますけれども、医療分で6億4,298万4,000円、支援分で1億8,490万2,000円、それから介護分で8,633万4,000円、予算計上額といたしましては9億1,420万円、改正前と改正後の比較をいたしますと、1,458万5,000円でございます。

それから、限度額引き上げによりまして、低い人でどのぐらいかという御質問かと思いますが、国保税を算定する上での所得につきましては、国税である所得税ですとか、町道民税等、若干、課税の方法が違ひまして、一例を挙げますと、例えば土地収用法ですとか、3,000万とか5,000万とかの特別控除とかございますけれども、国保税の場合には、その特別控除前ですとか、一般的な譲渡所得ですと特別控除後ですとかいろいろなルールがございまして、一概に所得これだというぴたっとしたものはございませんが、一応、標準世帯4人といたしまして、その世帯で見ますと600万円から625万円の間、これは10世帯ございますけれども……失礼いたしました。550万円までの方で7世帯いらっしゃいますが、税額平均でいたしますと1,428円の増と、年間です。

一番多い方ですと、当然、介護40歳以上の方がいらっしゃる世帯では77万円までの4万円が増額される方もいらっしゃると思います。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、いかがですか。

中村議員。

○15番（中村忠士君） 今、御説明があったのですけれども、ちょっとわからない部分がありましたので、再度、質問したいと思うのですけれども、限度額引き上げで歳入がふえる額についてはわかりました。

それから、引き上げにかかわっての、引き上げられる方の中で、最も低い所得の額ということで、おおよそ4人世帯で550万円ぐらいの方も限度額が上がるというようなお話でしたけれども、そういう受け取り方でいいのか。

それと、後半のほうでおっしゃったことがちょっといま一つわからなかったもので、もう一度説明していただければというふうに思います。

それから、一番最初に質問したことに関しては、調べていないというか、数字がないということというふうにお答えになったわけですが、そういう受け取り方でよろしいかということを再度、確認したいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部次長。

○福祉部次長（斎藤英彦君） 説明不足があったかと思しますので、おわびしたいと思います。

ちょっと順序、前後いたしますが、限度額を変更いたしましてそれぞれ医療分では1万円、支援分では1万円、介護分2万円、これらの限度を超える方につきましては、世帯の中に40歳から64歳までの介護納付金を納める方がいらっしゃるか、いらっしゃらないかで総額が違ってきますので、三つの区分に分けて申し上げますと、医療分で1万円を超える世帯数で申し上げますと16世帯、それから支援分の1万円の増となる世帯といたしましては78世帯、それから介護分の2万円増となる世帯では99世帯でございます。

それから、先ほどの一番低い改正によりまして増額といいますか、影響がある方はちょっと所得額と数字と合わないかもしれませんけれども、簡単に申し上げますと、1人世帯では約800万円の世帯、この所得の世帯で1万円の増になります。それから2人世帯の区分では、675万円の所得の方で1,202円、平均ですけれども9世帯いっ

しゃいまして平均しますと1,902円となります。それから、3人世帯では600万円で、5世帯いらっしゃるんですが平均では約2,000円、それから4人世帯、先ほど申し上げました所得区分では550万円で7世帯いらっしゃるんですが、1,428円と、それから5人世帯では550万で2世帯で、平均で4,459円と、それから6人世帯では525万円の世帯、4世帯でございますが、この平均で3,084円ということでございます。

それから、1人当たりの増額がどのぐらいかという御質問かと思いますが、被保険者1人当たりで見ますと、約8,000人ぐらいの被保険者数がいらっしゃいますが、医療分では625円、それから1世帯当たりでは1,623円の増ということになります。それから、支援分につきましては、1人当たり、これは予算ベースではございませんで、課税ベースでございますので、改めて申し上げておきます。1人当たりで781円、1世帯当たり2,026円、それから介護分で1人当たり1,307円、1世帯当たり2,017円でございます。

合計で申し上げますと、医療、支援、介護、三つで1人当たり2,713円、1世帯当たり5,666円でございます。

それから、最初に御質問のございました5年平均、これはちょっと算定しておりませんので、5年の中には限度額の改正だけの部分もございますし、基本税率といいますか、税率改正を2年ほど行っていますので、ちょっと年平均という形は今ところ持ち合わせしておりませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

中村議員。

○15番（中村忠士君） ちょっと数字が、これ資料いただきました。全員協議会のところで福祉部の町民課から出ている資料で、限度額改正後の試算表が出ていますけれども、この中に医療分に関して限度超過世帯数というのがあって、限度超過世帯数は合計で490世帯というような数字になっています。

先ほどの説明では、限度を超える世帯は16世帯というような数字だったかと思うのですが、この違いというのはどういうことになりますか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部次長。

○福祉部次長（斎藤英彦君） お答えいたします。

全員協議会で提出いたしました資料につきましては、予算ベースでございまして、あくまでも課税ベースでございまして、現行税率で限度額を改正しない場合、総額でいきますと73万円が上限になります。それを超える世帯が506世帯と、今回、改正をいたしまして、総額が77万円ですが、それぞれの区分で、今、医療分で申し上げますと、77万円を超えた部分が16世帯だと。73万からの超過は506世帯ですが……失礼いたしました、医療分ですから50万ですね、50万円を超えた世帯は改正前506世帯、51万円を超えた世帯は490世帯と、1万円、まるまる限度額を超える世帯数が16世帯いらっしゃるという内容でございます。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ある方、いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 日程第 1 1 報告第 1 号平成 2 2 年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

総務部長。

○総務部長（小守 正君） 報告第 1 号の内容説明を申し上げます。

議案の 9 ページをお開きください。

報告第 1 号平成 2 2 年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

本件につきましては、平成 2 2 年度別海町一般会計補正予算（第 5 号）及び（第 6 号）で議決をいただきました繰越明許費について、その事業予算を平成 2 3 年度に繰り越しましたので、内容について議会で報告するものでございます。

1 0 ページをお開き願います。

こちらが繰越明許費繰越計算書でございます。表の一番上の 2 款総務費、1 項総務管理費、地域活性化きめ細かな交付金事業、役場庁舎外構補修事業から、1 1 ページの上から 2 段目の 2 款総務費、1 項総務管理費、地域活性化住民生活に光りをそそぐ交付金事業、幼児・児童・生徒用図書購入事業、これまでと、この下から 4 段目になりますが、下から 4 段目の 8 款土木費、2 項道路橋りょう費、国土交通省道路局所管国庫補助事業、社会資本道路整備交付金事業、このほか 1 0 款教育費、2 項小学校費、小学校建物耐震改修事業、それから 1 0 款教育費、3 項中学校費、中学校建物耐震改修事業のこれらの 1 8 の事業につきましては、補正予算第 5 号で議決をいただいた事業となります。

また、1 1 ページの上から 3 段目の 6 款農林水産業費、1 項農業費、道営基幹農道整備事業（美原東地区）から、同じく 6 款農林水産業費、1 項農業費、道営農道保全対策事業（中島 2 期地区）までの事業と、8 款土木費、2 項道路橋りょう費、防衛施設周辺障害防止対策事業、これらの六つの事業につきましては、補正予算第 6 号において、それぞれ議決をいただいた予算でございますが、これらの事業について、平成 2 2 年度中での支出が行われなかったことから、平成 2 3 年度に繰り越したものでございます。

繰越明許費の合計では、表の一番下の合計欄になりますが、金額 3 億 7, 8 1 9 万 3, 0 0 0 円で、翌年度繰越額が 3 億 7, 6 9 5 万 1, 0 0 0 円、財源内訳のうち、未収入特定財源も国庫支出金が 2 億 1 万 9, 0 0 0 円で、町債が 1 億 1, 4 2 0 万円、特定財源が 2, 0 0 0 万円、一般財源が 4, 2 7 3 万 2, 0 0 0 円となったものでございます。

以上で、報告第 1 号の内容説明を終わります。

◎日程第 1 2 報告第 2 号

○議長（渡邊政吉君） 日程第 1 2 報告第 2 号平成 2 2 年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

総務部長。

○総務部長（小守 正君） 報告第 2 号の内容説明を申し上げます。

議案の 1 2 ページをお開き願います。

報告第2号平成22年度別海町一般会計事故繰越し繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越し繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

本件につきましては、平成22年度において、年度内に支出負担行為をしたものの、避けがたい事故のため、支出を終わらなかったものについて、地方自治法第220条第3項のただし書きの規定により、平成23年度に繰り越して使用するものでございまして、平成23年度に繰越した計算書について、議会に報告するものでございます。

13ページをお開きください。

こちらが、事故繰越し繰越計算書となります。

今回、繰り越しいたしましたのは、三つの事業の予算でございます。

まず、2款総務費1項総務管理費、事業名は住宅用太陽光発電システム導入助成事業で、金額は60万8,000円、こちらと2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名は公的個人認証機器更改事業、金額は33万3,000円でございます。

次、7款商工費、1項商工費、事業名は地域貢献中小企業支援事業、金額は119万9,000円、合計で214万円、この予算を平成23年度で繰り越したものでございまして、この財源はすべて一般財源でございます。

なお、事故繰越しとなった理由といたしましては、いずれも東日本大震災の影響により、資材や備品等の年度内での納品、納入が困難となったことによるものでございます。

以上で、報告第2号の内容説明を終わります。

◎日程第13 報告第3号

○議長（渡邊政吉君） 日程第13 報告第3号平成22年度別海町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えます。

総務部長。

○総務部長（小守 正君） 報告第3号の内容説明を申し上げます。

議案の14ページをお開きください。

報告第3号平成22年度別海町水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり調製したので報告する。

本件につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、予算に定めた地方公営企業の建設、または改良に要する経費のうち、年度内に支出する義務が生じなかったもののある場合においては、管理者がその額を翌年度に繰り越して使用することができることと定められていることから、年度内に事業完了に至らなかった経費について、平成23年度に繰り越して使用するものでございまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。

15ページをお開き願います。

こちらが、予算繰越計算書となります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございまして、第1款資本的支出、第1項建設改良費、事業名は町道泉川北4線道路改良工事にかかる水道管移設その2工事で、予算計上額が276万1,500円、年度内の事業完了ができなかつ

たことから、その金額を平成２３年度に繰り越したものでございます。

なお、繰越額の財源内訳といたしましては、工事負担金の２７０万４、４０２円と、損益勘定留保資金の５万７、０９８円でございます。

以上で、報告第３号の内容説明を終わります。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、明日は、午前１０時から一般質問を行います。

町長初め、管理職の皆様、議員の皆様、御苦勞さまでございました。

散会 午後 ２時２０分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員